

## 質問への回答：韓国

Kyung Han Sohn

(Aram 国際法律事務所)

### 1. 著作権法一般

1. 韓国では、オリジナル著作物の著作者は、著作者（人格）権および経済（財産）権として定義される権利によって保護される。著作者人格権は、3つの権利から構成される：開示の権利、氏名を提示する権利、および著作物の本来の形を保持する権利である。著作者の経済権には、複製、公演、放送、送信（2000年の著作権法改正により新たに追加された）、展示（美術、建築もしくは写真の著作物、またはその複製物の）、頒布（著作物またはその複製物の）、およびオリジナルの著作物に基づく派生的著作物または編集著作物に対する権利が含まれる。
2. 韓国政府は1957年1月28日に、著作権法を制定した。
3. 韓国政府は、1987年に万国著作権条約の締約国となり、1987年に無許諾のレコードの複製物に対するレコード製作者の保護に関する条約の締約国となり、1995年にWTO/TRIPsの締約国となり、1996年8月21日にベルヌ条約の締約国となった。
4. 韓国には、一般的なフェアユースに関する規定はない。
5. 公序良俗を考慮して、著作物が経済権者の同意なくして使用できることがある。かかるフェアユース規定は経済権を制限するが、著作者人格権を侵害してはならない。これらの個々のフェアユース規定は、ドイツおよび日本の法律をモデルにしている。

韓国著作権法の下での個々のフェアユース規定は、以下の通りである：

#### (1) 裁判手続きにおける著作物の使用（第22条）

裁判手続きのため、または立法もしくは行政上の目的のための内部データとして著作物が必要な場合、著作物は、それらの目的のために必要な限定された範囲内で複製することができる。ただしその著作物の性質、複製の部数および形態に照らし、経済権者の利益を不当に害する場合はこの限りではない。

## (2) 学校 / 教育目的での著作物の使用 (第 23 条)

公表された著作物は、中・高等学校または同様のもしくはそれ以下のレベルの学校での教育を行うために必要な場合、教科書の中で引用することができる。さらに、教育法またはその他の個別の法律によって設立された、または、政府もしくは地方の公共団体によって運営されている教育機関は、教育目的のために必要と認められる場合には、公表された著作物を放送または複製することができる。

かかる教育目的のために著作物を使用しようとする者は、大統領令に準拠して教育観光省（「MCT」）が決定する金額の補償金を、経済権者に支払わなければならない。住所が不明であるなどの理由で権利者への支払いが不可能な場合には、管轄当局にその金額を供託しなければならない。

しかし、以下の場合には補償金を支払う必要はない：

- (i) 教育省が当該経済権を有している場合。
- (ii) 教育省が当該教科書を承認している場合。および、
- (iii) 中・高等学校または同様のもしくはそれ以下のレベルの学校が、公表されている著作物の放送または複製を意図する場合。

## (3) 時事報道のための著作物の使用 (第 24 条)

著作物は、放送、映画または新聞という手段での時事報道の目的で、公正かつ妥当な範囲内で複製、頒布、実演、放送または伝送することができる。

## (4) 公表された著作物の引用 (第 25 条)

公表された著作物は、公正な慣行を遵守し、妥当な範囲内で、報道、批評、教育、研究等の目的で引用することができる。

## (5) 非営利の公演または放送 (第 26 条)

著作物は、営利を目的とせず、かつ聴衆、観客または第三者からいかなる理由でも何らの報酬も支払われない場合には、公共の場で自由に実演し、または放送のために使用することができる。ただし、通常の報酬が実演者に支払われる場合には適用されない。

また、聴衆または観客から何らの報酬も受け取らない場合には、販売されている音声レコード、または販売用の視聴覚著作物は、自由に複製し公衆に聞かせる / 見せることができる。この一般的規則には、著作権法実施命令に記されている以下のような例外がある：

- (i) 食品衛生法に定められている、ある種の娯楽場所で行われる実演。または、
- (ii) 営業場所で、主たる営利活動として音楽または視聴覚著作物の複製を行うための特別の装置を使って行われる、公衆の一員が観賞するための実演

## (6) 私的使用のための複製 (第 27 条)

公表された著作物は、個人によるまたは家庭での使用のために、または、非営利目的でのそれに準じる限定された範囲で、使用することができる。

ただし、公共の使用に供するために設置された複製装置を使用しての複製はこの限りでない。

## (7) 図書館における複製 (第 28 条)

公共図書館、公衆の使用のために中央政府または地方自治体が設立した学校図書館など、書籍、文書、記録またはその他の資料(「資料」)を公衆の使用のために提供する目的で設立されたある種の図書館は、以下の場合、保管しているそれらの資料中の著作物を複製することができる：

- (i) 調査または研究目的で利用者が要請した場合、その著作物の一部分の一部だけを複製することができる。
- (ii) 図書館自身による資料保存のために、著作物を複製することが必要な場合。
- (iii) 絶版またはその他同様の理由で著作物を取得することが困難な場合、他の図書館の要請で、そこでの保存用として複製物を提供する場合。

## (8) 試験問題の作成のための複製 (第 29 条)

公表された著作物は、入学試験のために、または学業または職業訓練の達成度に関するその他の試験のために必要な場合、妥当な範囲内で複製することができる。ただし営利を目的とする場合には適用されない。

## (9) 点字による複製 (第 30 条)

公表された著作物は、視覚障害者のために点字で複製し頒布することができる。さらに、視覚障害者の福祉向上を目的の一つとして設立された施設は、公表された著作物を録音することができる。

## (10) 放送事業者による一時的な録音、録画 (第 31 条)

放送事業者は、自己の放送の目的のために自己手段により著作物の録音、録画を行うことができる。ただしその録音録画が、当該著作物を放送する権有者の意図に反している場合には、これは適用されない。

かかる録音、録画は、中央政府もしくは地方自治体が設立し運営している記録保管所や、MCT が指定した組織で、記録のために資料として保存される場合を除き、その録音、録画の日から 1 年を超えて保存することはできない。

## (11) 美術の著作物の展示または複製 (第 32 条)

美術、建築または写真の原著作物の所有者、またはその所有者の同意を得た者は、その原著作物を展示することができる。ただし街路、公園、建築物の外壁などの開放された場所に恒常的に展示される場合は、当該著作物の経済権者から同意を得なければならない。

開放された場所に恒常的に展示された著作物は、以下の場合を除き、いずれの法によるかを問わず複製することができる。

- (i) 建築物を建築物として複製する場合
- (ii) 彫刻または絵画を、彫刻または絵画として複製する場合
- (iii) 公衆全体に開放された、恒常的に展示するため複製する場合
- (iv) 販売目的で行われる複製の場合

上記の展示をする者、または展示された原著作物を販売する意図をもつ者は、当該著作物を、その説明または紹介の目的でカタログとして複製し、そのカタログを頒布することができる。

ただし、嘱託によって制作された肖像画、またはそれに類似するその他の写真著作物の場合は、嘱託者の同意がなければ使用してはならない。

コンピューター・プログラム保護法（以下、「CPPA」という）の下では、公表されたプログラムは、以下の場合には経済権者の同意なくして使用または複製することができる。

- (1) 裁判手続きのために必要な場合。
- (2) 教育法に基づき設立された教育機関で教育を担当する者が、プログラムの種類、用途、複製の部数および特性に照らし、経済権者の利益を不当に害しない範囲内で、教育の過程において複製または使用する場合。
- (3) 中・高等学校または同様のもしくはそれ以下のレベルの学校での教育に必要な教科書においてプログラムを説明する場合。
- (4) 家庭などの限定された場所でプログラムを複製または使用する場合。

CPPA は 1995 年に修正され、フェアユースの限定範囲が拡大された。その結果、1996 年 6 月 6 日に発効した新 CPPA の下では、プログラムの著作権の範囲は、以下の場合も含まないことになった。

- (5) 公表されたプログラムが、入学試験、または学業もしくは職業訓練の達成度を管理する試験のために使用または複製する場合。

さらに、この新 CPPA は、(5) の教育上のフェアユースの例外、および (4) の家庭内使用の例外を、営利目的で利用してはならないことを、明確に定めている。

6. 第9条（団体名義の著作物の著作者）法人、団体またはその他の使用者（以下、「法人等」という）の下で、法人等の業務に従事している者が、職務上作成し、その法人等の名義の下で公表された著作物（以下、「団体名義の著作物」という）の著作者は、契約または就業規則などにおいて別段の定めがある場合を除き、その法人等とする。
7. 複数の著作者がいる著作物の著作者人格権は、すべての共同著作者が合意しない限り、行使することはできない。しかし、どの共同著作者も不当にその合意を拒否することはできない。共同著作者は、その著作者人格権の行使のために、その中から代表者を選ぶことができる（第15条）。

著作者の死亡後に著作物を使用する者は、その著作者が生存しているとしたらその著作者人格権の侵害となるべき行為をすることはできない。ただし、その行為の性質および程度に照らし、社会通念上当該著作者の名誉を毀損することにならない場合には、かかる行為は認められる（第14条）。

経済権とは異なり、著作者人格権という用語は、著作権法には定められていない。しかし、著作者人格権を侵害する者に対して法的措置を提起する資格のある著作者の相続人の最後の生存者が死亡するまでは、著作者人格権は存続すると考えられる。

#### (1) 公表権

著作物の著作者は、その著作物がいついかなる形で公衆に提示されるかを決定する権利をもつ。この著作者人格権は「公表権」と呼ばれている。「公表」とは、著作権法において、「公演、放送、展示などの手段によって、および著作物の公表によって、公衆に著作物を発行すること」と定義されている。

著作者が、まだ公表していない自分の著作物の経済権を譲渡したか、ライセンスを許諾した場合、その著作物の公表に同意したとみなされる。さらに著作者が、まだ公表されていない自分の美術、建築または写真の原著作物を譲渡した場合、その著作物の公表に同意したとみなされる。原著作物の著作者の同意の下で制作された派生的著作物または編集著作物が公表された場合、その原著作物も開示されたとみなされる。

#### (2) 氏名表示権

著作者は自分の実名または変名を、自分の原著作物もしくはその複製物に、または著作物の公表において、表示する権利をもつ。著作者が別段の表示をした場合を除き、著作物の使用を認められた者は、著作者の実名または変名を、著作者自身が表示した通りに示さなければならない。

#### (3) 著作物の同一性保持権

著作物の著作者は、自分の著作物の内容、形式または題号の同一性を保持する権利をもつ。しかし、以下のカテゴリーのいずれかに該当する修正の場合は、それが当該著作物の本質的部分への変更でない限り、異議を申し立てることはできない。

- (i) その著作物が、フェアユースの法理に基づき、学校の教育目的で使用される場合。表現の修正は、かかる目的のために不可避であるとみなされる範囲内でなされる。
- (ii) 建築著作物の増築、改築またはその他の変更。
- (iii) その他著作物の性質並びにその使用目的及び態様に照らし、やむを得ないと認められる範囲内の他の変更。

コンピューター・プログラムの著作者は、総称して「著作者人格権」と呼ばれる、以下の3つの権利をもつ：

- (i) 自己のプログラムを公表する権利。
- (ii) 自己の氏名をプログラム上に表示する権利。
- (iii) プログラムの同一性を保持する権利。

#### (1) 公表権

コンピューター・プログラムの著作者は、自分のプログラムがいつ、いかなる形で公衆に公表されるかを決定する権利をもつ。かかる著作者人格権は「公表権」と呼ばれている。「公表」とは、CPPAにおいて、「公演、放送、展示などの手段によって、およびプログラムの公表によって、公衆に著作物を提示すること」と定義されている。

著作者が原プログラムを著作者の同意により移転または貸与または使用許諾し公表された場合、派生的プログラムにおいて翻案のために使用された原プログラムの部分に限って公表されたものとみなされる。

#### (2) 氏名表示権

コンピューター・プログラムの著作者は、自己のプログラムもしくはその複製物に、または著作物の公表において、自己の実名または変名を表示する権利を有する。著作者が別段の意思表示をなした場合を除き、プログラムを使用する者は、著作者の実名または変名を著作者自身が表示した通りに示さなければならない。

#### (3) 著作物の同一性保持権

コンピューター・プログラムの著作者は、自分のプログラムの題号、内容または形式の同一性を保持する権利をもつ。しかし、以下のいずれかの変更は、著作者の同意なくして行うことができる：

- (i) 特定のコンピューター以外のコンピューターでは使用できない、そのコンピューターで使用するためのプログラムの変更。
- (ii) 特定のコンピューターで、より効率よく使用するために必要な範囲での変更。
- (iii) プログラムの性質、またはその使用目的に照らしてやむを得ないと認められる変更。

そしておわかりのように、CPPA に基づくユーザーの権利は、プログラムの複製物の所有者に限定されず、プログラムの使用に必要な翻案だけではなく、ユーザー自身にとって使いやすいことも含まれる。

8. 韓国には、著作権法および CPPA に基づく登録制度がある。著作権登録簿は MCT の委託を受けた著作権審議調停委員会に保管され、著作権プログラム登録簿は情報通信省の委託を受けた韓国マルチメディア・コンテンツ・ソフトウェア研究所およびプログラム仲裁審議委員会の両方に保管されている。

韓国でコンピューター・プログラムの登録が始まった 1987 年 9 月 1 日から 2000 年 1 月 14 日までに、合計 502,340 件のプログラムが登録された。そのうち、オフィス・オートメーション、教育、ゲームなどのためのアプリケーション・プログラムが約 58.4% を占め、オペレーティング・システム、言語処理、ユーティリティー、データベース管理システム (DBMS) などが 41.6% を占めている。

## II. 個別の問題

### A. コンピューター・プログラムに関する質問

1. 1986 年韓国著作権法は、コンピューター・プログラムを凶解する著作権対象物の範疇に組み入れ、コンピューター・プログラムの定義をその定義規定に含め、そして最後に、「コンピューター・プログラムを保護するために必要な事項は、個別法律、つまり後のコンピューター・プログラム保護法 (CPPA、2000 年に全面改正) において別個に定められる」と定めることによって、コンピューター・プログラムが著作権の対象となることを認めた。

CPPA に基づくコンピューター・プログラムの知的財産権は、(後に撤回された日本のコンピューター・プログラム権法(案)に基づく)プログラム権というよりも、プログラム著作権として言及されている。

CPPA はコンピューター・プログラムの著作物性を保護するために作られているが、ある種のものはまだ著作権の対象とはならないことも述べておかなければならない。韓国での著作権保護は、その特徴の一つとして、創作的著作物のみ限定されている。プログラムの創作性の要件に関しては CPPA には明示的な定めはないが、著作権による保護は一般に、創作的表現のみを対象としている。韓国著作権法においては著作物とは、「思想および感情が創作的な方法で表現されているもの」と定義されているからである。

2. 韓国ではコンピューター・プログラムは、CPPA という個別法の下で保護される。コンピューター・プログラム文芸作品よりも技術により深く関連しているため、個別の法律の採用というアプローチが取られた。さらにこの法制度は、流通の促進、技術の移転などを刺激することによって、著作権法によって達成することは困難と思われる、コンピューター・プログラム業界の発展のための法的基盤を確立することも意図している。
3. CPPA 第 3 条は、プログラム言語に関しては保護は認められないと定めている。
4. CPPA 第 3 条は、プログラミング規則に関しては保護は認められないと定めている。「プログラミング規則」とは、プログラムにおけるプログラム言語の使用規則を意味し、しばしば、ハードウェアとソフトウェア間、ハードウェアとハードウェア間、ソフトウェアとソフトウェア間の効果的な信号とタイミングのリンクに結びつくインターフェースや、また、CPU とそのコンピューター・ターミナル間の通信規則などのプロトコルを含むと解釈される。この解釈のため、米国でよりも韓国でのほうが、インターフェース機能、つまり多くのコマンドや画面上のアイコンが著作権保護から除外される可能性が大きい。つまり、インターフェース・プロトコルはプログラミング規則を含んでいるので、韓国では保護されない。
5. CPPA 第 3 条は、コンピューター・プログラムの開発に使用される組合せの方法、つまりプログラム・アルゴリズムに関しては、保護は認められないと定めている。アルゴリズムの定義は明らかとはいえないが、韓国ではアルゴリズムに関する裁判所の判断がなされたことはない。プログラム・アルゴリズムは、フロー・チャートの中に容易に見出すことができる。フロー・チャート自体は通常の言語の著作物として保護されるが、その論理やプログラム・アルゴリズムは、保護の範囲には入らない。
6. CPPA 第 2 条は、「複製 (copying)」という語を、新規な創作性を何ら加えることなくそれを有体物に固定することによるプログラムの複製を意味すると定めている。我々が上記規定の趣旨を理解しているとすれば、RAM へのローディングは有体物に固定されないため、複製とはみなされない。RAM へのローディングが複製とみなされるか否かの問題は、韓国ではまだ検討中である。
7. CPPA 第 14 条 (1) は、コンピューター・プログラムの複製物を適法に所有し使用する人は、その滅失、損傷または劣化に対する保護という限定された目的のために、その複製物の複製物を作成することができる旨を定めている。したがって、韓国ではバックアップ目的で複製物を作成することは合法である。
8. 最近韓国では、リバース・エンジニアリングは、特定の範囲内では認められている。コンピューター・プログラムのリバース・エンジニアリングの問題は、リバース・エンジニアリングばかりではなく、プログラムの複製と変換が認められるか否か、そしてリバース・エンジニアリングにおけるプログラムの同一性保持にも関係する。韓国では通常、リバース・エンジニアリングの過程における中間複製物を認める根拠として、CPPA の第 12 条の 4 (私的複製を認める規定) または第 10 条 (プログラムの同一性保持権) が主張される。



この問題を解決するために、1995年、韓国政府がフェアユースの除外範囲に関する改正案を作成する際に、いわゆる「リバース・エンジニアリング」のフェアユースを含めるか否かが真剣に議論された。しかし最終法案からはこの提案は削除された。

9. 韓国ではビデオゲームは、コンピューター・プログラム著作物としても、また視聴覚著作物としても保護される。
10. 使用者とコンピューター間の相互性(interaction)をより便利にするという、ユーザー・インターフェースの目的によって、意匠はさらに制限されるので、ユーザー・インターフェースを別個の著作物として保護する範囲は、韓国では限定される。
11. 韓国特許法の下ではユーザー・インターフェースは、その発明が特許性の要件、つまり新規性、進歩性および産業上の利用性を満たしていれば、「装置発明」および/または「方法発明」(プロセス・クレーム)として保護される。したがって、ユーザー・インターフェースはそれぞれの要件が満たされれば、特許によっても著作権によっても保護されうる。
12. 1) プログラムは、その利用法および結果が類似していても、プログラムの構成およびサブルーチンが異なれば、別個のものとみなされる(92GaHap31298、ソウル民事地方裁判所、1993年1月7日)。
- 2) 異なるプログラムを開発するために改変または変更された、公衆が利用できる通信プログラムは、そのプログラムがそれ自体の創作性をもっているとみなされるならば、オリジナルなプログラムと認められる(94Na 5924、ソウル高等裁判所、1994年10月7日)。
- 3) プログラムの所有者である企業の同意なくしてプログラムを取得し、そのソース・コードおよびその他の関連資料を利用してそれを改訂した、その企業の元従業員は、プログラム所有者の著作権を侵害したとみなされる(95KaHap19131、ソウル地方裁判所東支部、1996年5月31日)。

#### B. データベースに関連する質問

1. その内容の選択と配列の観点から知的創作性をもつ編集著作物は、その編集著作物を構成する著作物に対する著作者の権利に影響しない範囲で、独立の著作物として保護される(第6条)。
2. EC指令によって始められたデータベースの独自の権利(sui generis right)による保護の問題に対しては、韓国では公式の、特別の対応または動きはない。
3. 現行韓国著作権法(第6条)の下では、データベースの保護に対する法的根拠は、投資というよりは創作性である。

### C. ネットワークに関連する質問

1. CPPA 第 29 条は、著作者の許可なくネットワークを通じてプログラムを送信または頒布する行為またはネットワークを通じてプログラムにアクセスできるようにする行為は侵害とみなされると定めている。

著作権法第 97-5 条の下では著作権のある著作物を著作者の許可なくネットワークを通じてアクセスできるようにすることは双方向送信についての権利の侵害となる。

2. プログラムが権利者の同意なく掲示されたそのプログラムが無償でダウンロードされた場合、その掲示板のオペレーターは能動的侵害または違法な掲載を無視しあるいは規制する法的権利または能力を持つ。オペレーターは掲載によって財産上の直接的利益を受けた場合に限り責任を負う（98Ga Hap111554 ソウル民事地方裁判所、1999 年 12 月 3 日）。
3. BBS またはその他の機器提供者に対する責任の重要な基準の一つが、その BBS またはその他の機器提供者のコンテンツに対する管理である。最近、韓国裁判所の判断において、BBS 上のコンテンツに対する、そのプロバイダーの管理責任が認められた（97TA37210、最高裁判所、1998 年 2 月 13 日）。

## III. その他

### A. インターネットに関する質問

1. 大韓民国におけるインターネット利用者数：  
138,000（1994 年）、366,000（1995 年）、731,000（1996 年）、1,634,000（1997 年）、3,103,000（1998 年）、10,860,000（1999 年）、16,400,000（2000 年 8 月）。（データは 2000 年 8 月 31 日現在、出所：KRNIC）
2. 韓国のインターネット・サービス・プロバイダー数：  
78 ISP（2000 年 9 月 30 日）。（出所：KRNIC）

### B. 電子商取引に関する質問

#### 電子商取引の市場規模

##### アンダーセン・コンサルティング：

41（1999 年）、264（2000 年）、651（2001 年）、1397（2002 年）

##### LG 経済調査研究所：

98（1999 年）、216（2000 年）、495（2001 年）、921（2002 年）

（単位：10 億韓国ウォン）

（出所：ETRI、ウィークリー・テクニカル・レポート 2000 年 8 月 9 日、

<http://etlars.etri.re.kr/ETLARS/industry/jugidong/985/5802.htm> )

### C. その他

1. シュリンクラップ・ライセンスに関する裁判所の判断はない。少なくとも、一般規定規制法の下では、ライセンスの不正な条件は無効である。
2. 生存中プラス 50 年というのは十分に長いと考えるので、著作物の保護期間延長には、私は反対である。
3. コンピューター・プログラム、データベース、およびマルチメディアの著作物の保護に関しては、韓国では、CPPA、特許法、不正競争防止および企業秘密保護法などがある。しかし、データベースまたはマルチメディアの著作物の保護に対する個別の法律は、韓国にはない。
4. 韓国では、コピー用ツールの販売は侵害ではない。
5. 現行 CPPA の下では、コピー防止装置の迂回は侵害ではない。しかし、以下の行為は、著作権を付与されたプログラムに対する侵害とみなされる：
  - (i) 輸入時点で韓国で開発済みの、著作権を付与されたプログラムに対する侵害を構成するプログラムの、韓国での頒布を意図した輸入。
  - (ii) 事情を知らずながら取得した者による、事業用コンピューターでの、著作権を付与されたプログラムの海賊版の使用( 輸入された、1 )項で言及されたプログラムを含む)。
  - (iii) 著作権者に無断での、ネットワークを通じての、著作権を付与されたプログラムの送信または頒布。
6. 登録された他人のプログラムを侵害した者は、侵害行為を行ったことについて過失があったとの( 反証可能な ) 推定がなされる。
7. 一般には否だが、ある種の創作性のある著作物は、酌量すべき状況では、権利をもつ必要がある著作物としての資格をもつ。韓国著作権法において著作物は「創作的な方法で表現された思想および感情の複製物」として定義されているので、著作権保護は一般に、創作的な表現のみを対象とする。したがって、機械によって自動的に生成される著作物が韓国著作権法に基づく創作性をもっている場合は、その著作物には著作権が付与される。その権利は、機械またはプログラムを使うことによって、著作物にその要件を伝える人が有することができる。
8. 企業秘密として保護されるためには、その対象物は、何らかの生産および販売の方法、ならびにその他の事業活動のために有益で、公知のものではない、独自の経済価値をもち、相当の努力でその機密を保持した、技術上または営業上の情報でなければならない( 不正競争防止および企業秘密保護法第 2 条 2 項 )。
9. 保護される。韓国工業所有権庁(「KIPO」)は 1998 年 11 月に、「コンピューター関連発明に関する審査基準」(「基準」)と呼ばれる規則を公表し、コンピューターに関係しない一般

の発明に対する審査基準とは別個の、コンピューター関連発明に関する特許出願の審査特有の基準となる適切なレベルを定めた。この基準は、主にソフトウェアを使った発明に適用され、特許性に関する規定をもっている（新規性および進歩性を含む）。

しかし、ソフトウェアがこの基準によって保護されるためには、一定の制限がある。すなわち、

- i) ソフトウェア（またはコンピューター・プログラム）そのものについては特許出願することはできない。
  - ii) したがって、特許登録するためにはそのソフトウェア（またはコンピューター・プログラム）が記録された記録媒体の形態でクレームしなければならない。
  - iii) さらに、ソフトウェア（またはコンピューター・プログラム）を使用する装置／方法はこの基準によって保護され得る。
10. 存在する。現在のところ、我々は KIPO が公表した審査ガイドラインでソフトウェア関連発明の特許性の要件に関するガイドラインを説明したものがある。

上記の審査ガイドラインは下記の事項を明確に述べている。

- i) 上記の質問 9 に対する回答の 3 つの基準を含んだ特許権を付与され得るソフトウェア関連発明の形態についての基準。
  - ii) 新規性の基準。
  - iii) 自明でないことの基準。
11. 存在する。韓国では 1999 年以来ビジネス方法に関する特許出願数が急増している。特に電子商取引（EC）に関しては 1999 年に 463 件の特許出願がなされている。また、ビジネス方法発明で既に特許登録されたものもあるので、登録されたビジネス方法について簡単に紹介する。
- i) 登録番号第 10-0197944 号、登録日 1999 年 2 月 26 日、インターネットを通じた広告の方法。
  - ii) 登録番号第 10-0217378 号、登録日 1999 年 6 月 4 日、インターネットを通じて電子メール・サービスを提供する方法。
  - iii) 登録番号第 10-0208779 号、登録日 1999 年 2 月 26 日、コンピューター・ネットワークを使用したオンライン・ショッピング・システム。
  - iv) 登録番号第 10-0191329 号、登録日 1999 年 1 月 25 日、ワールド-ワイド-ウェブを使用した遠隔教育方法。
12. 韓国では、並行輸入はある基準の下で認められる。関連するガイドラインは以下の通りである。

「知的財産の保護のための輸出入における通関事務管理に関する規則」（税関通告 No.1995 - 943、1995 年 11 月 3 日）は、国内および国外の商標所有者が、同一の企業、系列関係、輸入代

理店関係など、同一企業等とみなされるならば、本物の商品の並行輸入は認められると定めている。

「知的財産関連の不正輸出入行為のタイプに関する通告」（通商産業エネルギー省通告 No. 1996-62）、「並行輸入における不正商行為のタイプに関する通告」（公正取引委員会通告、1997年7月15日）、および「国際契約における不正商行為のタイプとその判定基準に関する通告」（公正取引委員会通達 No. 1997-23）は、ある商行為が並行輸入を不当に妨げているならば、それは不正商行為であると定めている。

関連判例（最近の動向）：

95KAHAP80468（ソウル地方裁判所、1996年10月18日）、97KAHAP32678（ソウル地方裁判所、1998年5月29日）；並行輸入を認める。

13. 独占規制公正取引法第59条（無体財産に対する権利の行使）

同法の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法または商標法に基づく権利の行使とみなされる行為には適用されない。

14. 著作権法に基づき保護される権利を有する者は、その権利の侵害者に対して民事訴訟を提起することができる。3種の民事救済がある：(i) 差止命令による救済、(ii) 損害に対する弁償、(iii) 傷付いた声望の回復。

侵害者は、刑法に基づき告発され罰せられることもある。しかし告発は、損害を受けた当事者が告訴状を提出しなければ開始されないこともある。課されうる罰は、5年以内の自由刑、および/または5,000万ウォン以下の罰金である。

15. 韓国には、懲罰的損害賠償制度はない。